

残債保証特約規約

株式会社アイ・イーグループ（以下「運営元」といいます。）は、以下に定める「残債保証特約規約」（以下「本規約」といいます。）に従い「残債保証特約」（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第1条（用語の定義）

本規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。

用語	定義
保証	運営元が提供する「まるトク会員サービス」及び「まるトク安心サービス」の会員（以下「会員」といいます。）が、運営元に登録している複合機（以下「本複合機」といいます。）に全損（残価より修理費用が高い場合の経済全損や修理不能を含み、以下「全損」といいます。）が生じた場合、運営元が別途定める保証金（以下「保証金」といいます。）を会員に対して支払うことをいいます。

第2条（保証の対象範囲）

本規約における保証の対象は、本複合機の残債に限定します。なお、保証は、会員が運営元に対して、本サービスに関する利用料金（以下「本料金」といいます。）を支払った日の属する月の翌月1日からの適用となります。

第3条（保証しない場合）

運営元は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証を行いません。

- (1) 会員の故意、重大な過失、法令違反に起因する全損等
- (2) 会員と同居するもの、会員の親族、あるいは会員の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する全損
- (3) 地震、噴火に起因する全損
- (4) 運営元が指定した保証金請求に必要な書類の提出がない場合
- (5) 会員が会員資格を有していないときに発生した全損
- (6) 会員の月額料金無料期間中に発生した全損
- (7) 保証金をお支払いする事由が発生した日から起算して6か月を経過するまでの間に発生した事由による全損
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 又は暴動に起因する事由（群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）による全損
- (9) 公的機関による差押え、没収等に起因する全損
- (10) 全損の原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった全損
- (11) 保証期間の始期前に生じた事由による全損
- (12) 本複合機の登録が解除された日の翌日以降に生じた事由
- (13) メーカーの無償保証の範囲内で故障等の修復がなされた場合
- (14) 鑄び、カビ、蒸れ、ねずみ食い、虫食いによる全損

- (15) 本複合機が、運営元又は運営元と代理店契約を締結している代理店がリース会社に対して取り次いだ複合機に該当しない場合

第4条（全損発生時の手続）

1. 会員が保証の請求を行うときは、運営元の指定する方法にて申請を行うとともに、運営元が指定する書類を運営元に対して送付するものとします。
2. 運営元は、会員から保証の請求を受けたときは、全損の事実を調査することがあります。
3. 会員が運営元の調査に協力しなかった場合は、保証が遅延又は不能となる場合があります。

第5条（保証の実施）

運営元は、会員から全損の連絡を受け、必要書類等を受領したときは、速やかに保証を実施します。但し、保証の請求書類に不備があるとき、又調査が必要な場合は、それらが解消又は終了の後に速やかに保証を実施します。

第6条（月額サービス利用料）

1. 会員は、本サービスの対価として、運営元が別途定める本料金を運営元に対して支払うものとします。
2. 会員は、運営元が指定する書面に記載した預金口座から振り替え、クレジットカード決済、又は、運営元が指定した方法にて、運営元が指定した日までに前項に基づく支払いを行うものとします。

第7条（退会）

1. 会員は、運営元が指定する方法により、本サービスを解約することができるものとします。
2. 会員は、前項に定める解約手続きが完了した日の属する月の末日をもって本サービスの解約が成立するものとします。

第8条（規約の準用）

本規約に規定しない事項については、本規約の趣旨に反しないかぎり、別途運営元が定める「まるトク会員規約」の規定が適用されるものとします。

第9条（その他）

前各条に関わらず、本複合機のリース期間の途中又はリース期間の満了後に、当該本複合機を会員がリース会社から買い取り、かつ当該本複合機に全損が生じた場合、当該本複合機の販売当初価格の20%を全損保証金として運営元から会員に対して支払います。

制定日：平成23年7月1日